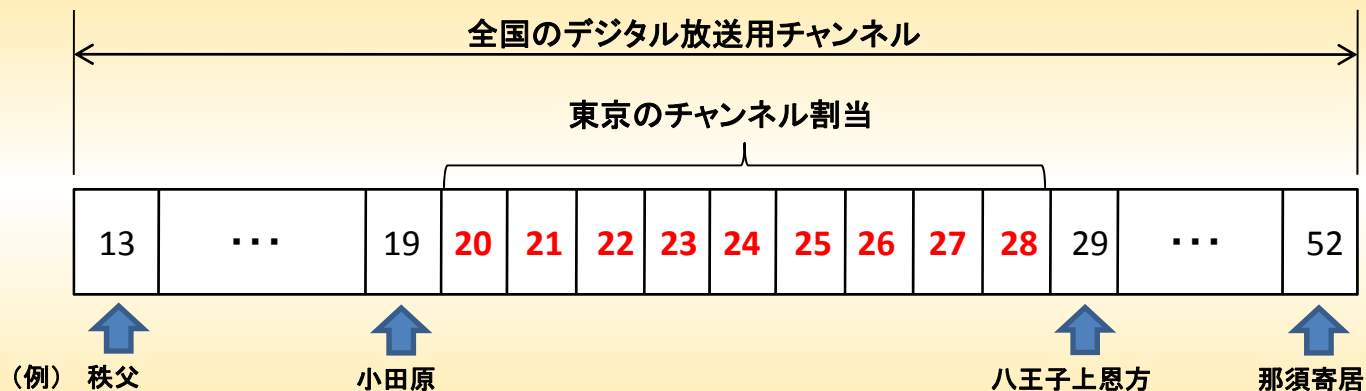


いわゆる「ホワイトスペース」とは

放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

(例)



各地域ごとに、その地域で放送用に使用されていないチャンネルがある。
ただし、その地域においてホワイトスペースであるチャンネルを用いても、既存事業者に影響を与える場合があるため、調査が必要。

「ホワイトスペース特区」の創設理念

ホワイトスペースを活用したシステムについて、研究開発や実証実験を実施し、システムの**実現に向けた制度化**への反映や**ビジネス展開の促進**を図るための「**ホワイトスペース特区**」を創設。

「ホワイトスペース特区」の創設によって、ホワイトスペースの活用による新産業の創出や地域の活性化など成功事例を全国的に展開し、我が国の経済成長につなげていくことを目指す。



◆ 全国各地に「ホワイトスペース特区」を展開
 → ホワイトスペース等を活用した市民メディアの全国展開へ

「ホワイトスペース特区」の創設

ホワイトスペースを活用したサービスの特徴

- 地域によってホワイトスペースとして利用可能な電波条件(周波数、既存事業者との混信可能性など)が異なることから、地域ごとに関係者等との調整を踏まえ、検証することが必要。
- 地域の自然や産業などの特性を活かしたビジネス展開(地域の『ブランド化』)を図り、地域活性化などの起爆剤として期待。

「ホワイトスペース特区」の創設

それぞれの地域におけるホワイトスペースを活用したサービスやシステムの実現を目指して、研究開発や実証実験を実施し、実現に向けた**制度化への反映**や**ビジネス展開の促進**を図るため、「**ホワイトスペース特区**」を創設。

<基本理念>

- ① 民間事業者や地方公共団体などの**提案者の自発性や創意工夫を最大限尊重**する。
- ② **地域活性化や新産業創出など国民の利便性向上**につながるようなホワイトサービス活用の実現を目指す。
- ③ 原則として、**2012年までの制度化**を目指す。(ただし、研究開発などは除く。)
- ④ 成果については、**定期的に評価**を行う。
- ⑤ 研究開発等の実施にあたっては、**国による財政支援も検討**する。
しかし、自律的運営を促す観点から、継続的に必要な経費については、提案者の自助努力での対応とする。
- ⑥ 多様なサービスやシステムの実現や既存事業者への配慮から、エリアなど一定の基準を設け、その中で**可能な限り幅広く選定**する。
- ⑦ **広く全国での設置**を目指す。 → 各都道府県で少なくとも1カ所設置することを目標とする。